地共済パッケージ型福利厚生サービス業務公募仕様書

地方職員共済組合北海道支部

１　業務名

地共済パッケージ型福利厚生サービス業務

２　業務の目的

地方職員共済組合北海道支部の組合員及び被扶養者に対する、旅行・宿泊・レジャー等に係る福利厚生サービスの提供により、福利厚生制度の多様化と充実を図ることを目的とする。

３　契約期間

契約締結日から令和 11 年（2029 年）３月３１日まで

４　利用対象者

地方職員共済組合北海道支部の組合員及びその家族（配偶者及びそれぞれの２親等以内の親族）を利用対象者とする。

５　委託業務の内容（提案条件）

（１）パッケージ型福利厚生サービス提供業務

以下のアからカのサービスカテゴリーを含む、全国の多様な福利厚生メニューが、年間を通じて一般料金よりも低廉で利用できるパッケージを提供すること。

また、利用対象者の居住地により利用可能なサービスに偏りがないように配慮すること。

なお、アからカ以外に提供可能なメニューがある場合は、その内容も示すこと。

ア　旅行関係

宿泊、旅行、ツアーなどの旅行に関する料金の割引等

イ　育児関係

育児サービスに関する料金の割引等

ウ　介護関係

介護サービスに関する料金の割引等

エ　ライフサービス関係

飲食、ショッピング、ガソリンスタンドなど日常生活に関する料金の割引等

オ　健康支援関係

スポーツクラブ、健康支援などのサービスに関する料金の割引等

カ　自己啓発関係

資格や語学などのスキルアップ系サービスに関する料金の割引等

（２）独自宿泊支援（助成）提供業務

次の条件を満たす北海道内の宿泊施設限定の支援サービスを提供すること。

ア　対象施設

受託者が指定する北海道内の宿泊施設（北海道外の宿泊施設は指定不可）。ただし、対象施設数は６００以上とすることとし、所在地については、可能な限り北海道内全域を網羅し、地域的な偏りがないように配慮すること。

イ　助成額

２，０００円（１人泊当たり）

※利用対象者が助成額を割引された金額で宿泊施設への支払いを行えるようにすること。

ウ　利用可能人数及び利用可能回数

利用可能人数には、上限を設けないこと。ただし、１年度毎に１家族（組合員及びその家族）１２人泊を利用可能回数とする。

エ　利用可能期間

１年度毎に委託者が指定する４か月

（３）その他サービス内容等

ア　利用環境の整備

利用対象者がログインID、パスワードで会員サイトにアクセスし、各種サービスの申請・利用ができるようにすること。

イ　問合わせ対応体制

フリーダイヤルによるコールセンター、インターネット等、土・日・祝日の問い合わせにも対応できる複数の対応体制を構築していること。

ウ　利用促進施策及び周知方法

できる限り多くの利用対象者がサービスを利用できるように、効果的な利用促進を行うこと。

エ　サービス内容の更新

提供するサービスについては、組合員等のニーズを常に把握し、適宜、サービスメニューの追加等、充実を図るとともに利用しやすいサービス提供にも努めること。

また、北海道内におけるサービス提供施設について地域的な偏りがないように配慮するとともに、常にその解消策を検討し、提案すること。

オ　会員証

紙媒体の会員証の提示が必要なサービスを除き、全組合員に対する紙媒体の会員証の発行は必須ではない。

（４）セキュリティ・実績報告・監査等・請求等

ア　セキュリティ及び情報管理体制

セキュリティや個人情報保護に関して適切な措置が講じられていること。

イ　実績報告

受託業務について毎月の利用状況報告ができ、かつそれらデータの集積及び分析等に基づき、傾向、問題点、改善策等の提案が行えること。

ウ　連絡体制

委託者からの連絡を受けた場合に、必ず何らかの応答等を速やかに取りうる体制を構築できること。

エ　請求

各月毎に委託費用の請求を行うこととし、原則、当該月の初日から末日までの費用について、翌月に受託者は委託者へ請求するものとする。

6　その他契約時に必要となる情報セキュリティ対策等

情報セキュリティ対策等について、契約時に以下の事項を履行できる体制が構築されていること。

なお、（1）ア、（1）ウ及び（5）については、事前調査のため、企画提案書と併せて下表の書類を提出すること。

該当項目	提出書類
（1）情報セキュリティを確保するための体制の整備 ア　概要	情報セキュリティ対策の責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制を整備していることが分かる書類（任意様式）
（1）情報セキュリティを確保するための体制の整備 ウ　サプライチェーンリスクの脅威への対策	・意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（任意様式） ・情報システムに意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときの手順及び体制が妥当であることを証明する書類（任意様式）
（5）国際規格等を踏まえた評価結果の提示 （情報セキュリティ監査）	情報セキュリティ監査に係る監査結果報告書の写し（監査を行っている場合のみ）（任意様式）

（1）情報セキュリティを確保するための体制の整備

ア　概要

情報セキュリティ対策を確実かつ継続的に実施するため、その責任者を定め、個別の対策の実施・点検・改善等を行う体制（以下「情報セキュリティを確保するための体制」という。）を整備することとし、これらの概要が分かる資料を提出すること。

受託者は、本業務の契約期間中、整備したセキュリティを確保するための体制を維持するものとする。

イ　セキュリティを専門とする部門の参加

受託者は、情報セキュリティを確保するため、体制には複数名の要員に構成される情報セキュリティ対策業務を中心とした部門を参加させるものとする。

ウ　サプライチェーンリスクの脅威への対策

意図しない変更や機密情報の窃取等が行われないことを保証するための具体的な管理手順や品質保証体制を証明する書類（例えば、品質保証体制の責任者や各担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体制図）を提出すること。第三者機関による品質保証体制を証明する書類等が提出可能な場合は、あわせて提出するものとする。

また、情報システムに意図しない変更が行われるなどの不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、委託者と連携して原因を調査し、排除するための手順及び体制（例えば、運用・保守業務におけるシステムの操作ログや作業履歴等を記録し、委託者から要求された場合には提出されるようにするなど）を整備すること。加えて、当該手順及び体制が妥当であることを証明するための書類を提出するものとする。

（２）重要な情報を扱う場合の体制

受託者は、情報セキュリティを確保するための体制について、経営者を関与させるとともに、本体制における経営者の責任を明確化すること。本体制には、組織内において情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合に、情報を集約し、組織内への指示及び組織外との連絡等の対応を一元的に行う専門的なチームを含むものとする。

（３）受託者の詳細情報の提供

受託者は、委託者からの求めがあった場合に、受託者の資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所に関する情報、本業務の従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報を提供するものとする。

（４）国際規格等を踏まえた評価結果の提示（プライバシーマーク又はＩＳＭＳ）

受託者は、本業務について、プライバシーマーク又は最新のＩＳＯ２７００１を基準とした情報セキュリティマネジメントシステム（ＩＳＭＳ）の適合性に関する認証を取得していること。

（５）国際規格等を踏まえた評価結果の提示（情報セキュリティ監査）

本業務を実施する部門及び本業務を対象範囲として、すでに情報セキュリティ監査を実施している場合、当該監査の結果報告書の写しを提出するものとする。

（６）対策の履行が不十分な場合の対処

受託者の責任者は、本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行が不十分である可能性を委託者が認める場合には、速やかに委託者と協議の上、合意した対応を取るものとする。

（７）情報の機密保持

受託者は、本業務の実施において知り得た情報について、次の事項を順守すること。ただし、すでに公知である情報についてはこの限りではない。

ア　本業務にのみ使用し、他の目的には使用しないものとする。

イ　本業務を行う者以外には機密とするものとする。

（８）情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）を遵守するとともに、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通

則編)」(平成２８年１１月 個人情報保護委員会)、厚生労働省保険局保険課長通知「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成１４年１２月２５日付け保発第１２２５００１号)、個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成２９年４月１４日付け個情第５３９号・保発０４１４第１９号)」及び委託者の個人情報の保護に関する規程に十分配慮し、善良なる管理者の注意をもって個人情報を取り扱うものとする。

（９）監査証跡の取得

受託者は、本業務の実施に使用する情報システム等において不正なアクセスが行われていないかを確認するために、監査証跡を取得すること。また、必要に応じて監査証跡を分析の上、その結果について委託者に報告すること。不正なアクセス又はそのおそれが確認された場合には、遅くとも１時間以内に委託者に報告するものとする。

(10) 情報セキュリティが侵害された場合の対処

受託者は、本業務の実施において情報セキュリティが侵害された場合に備え、事前に連絡体制を策定し、委託者に報告するものとする。また、本業務の実施において情報セキュリティが侵害された場合又はそのおそれがある場合には、次に従って対処するものとする。

ア　本業務の実施中に、情報セキュリティが侵害された又はそのおそれがあると判断した場合には、本業務を一時中断するなどの必要な措置を講じた上で、直ちに、委託者に口頭によりその旨第一報を入れること。委託者への第一報は、情報セキュリティインシデントの発生を認知してから遅くとも１時間以内に行うものとする。

イ　当該第一報の後、遅くとも１時間以内に、発生した日時、場所、発生した事由、関係する受託者の役職員を明らかにし、委託者に報告するものとする。

ウ　委託者の指示に基づき、対応措置を実施するものとする。

(11) 情報セキュリティ対策の履行状況の確認等

受託者は、委託者から、本業務の実施における情報セキュリティ対策の履行状況に関する次の事項の報告を求められた場合は、速やかに回答するものとする。

ア　本仕様書において求める情報セキュリティ対策の実績

イ　受託者に取り扱わせる委託者の情報の機密保持等に係る管理状況

(12) 個人情報の保護

受託者は、本業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号)を遵守するとともに、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成２８年１１月個人情報保護委員会)、厚生労働省保険局保険課長通知「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成１４年１２月２５日付け保発第１２２５００１号)、個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省保険局長通知「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス（平成２９年４月１４日付け個情第５３９号・保発０４１４第１９号)」及び組合の個人情報の保護に関する規程に十分配慮し、

善良なる管理者の注意をもって個人情報を取り扱うものとする。

７　所要経費の積算

（１）パッケージ型福利厚生サービス提供業務

組合員の人数は１６，５００人として、その他、提案者が想定する家族（配偶者及びそれぞれの２親等以内の親族）の人数や利用率等を基に積算すること。

また、付随して発生するその他費用も含めて積算すること。

（２）独自宿泊支援（助成）提供業務

組合員の人数は１６，５００人として、その他、提案者が想定する家族（配偶者及びそれぞれの２親等以内の親族）の人数や利用率等を基に積算すること。

また、付随して発生するその他費用も含めて積算すること。

８　予算上限額

令和８年度から令和 10 年度

総額　８４，９４２千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

※本委託業務に要する一切の経費を含むものとする。